社会活動費執行基準

(平成9年10月15日付け財第10-2号総務部長、出納局長通知)

1 社会活動費の基本的考え方

社会活動費とは、職務遂行上、必要な地域社会への参加や対外的な折衝などに要する経費であるが、その執行にあたっては、財源が県民の負担による税であることを強く認識し、妥当性を欠くことがないよう留意しなければならない。

社会活動費は、従来の部局長交際費の見直しを行うとともに、今般新たに、課室長及び出先機関の所属長以上の 職等にあるものについても交際費の執行を認めることとし、負担金とともに「社会活動費」として、所要の予算を 計上したところである。従って、予算計上の「節」は、「交際費」と「負担金、補助金及び交付金」とする。

2 社会活動費の執行者の範囲

社会活動費を執行できる者は、本庁課室長、出先機関の所属長以上の職にある者及び部局長等が必要と認めた者とする。

3 社会活動費の執行範囲等

社会活動費の執行が認められる範囲等は、次のとおりとする。なお、事業遂行上必要な経費については、それぞれの事業予算から支出するものとする。

(1) 執行の範囲

- ア 各種贈呈等経費(香典、供花、見舞金品、祝金品等)
 - ・ 職務遂行上関係のある個人又は団体の代表者等に関わる祝辞、 弔事等に関するものであること。
 - ・ 県や組織を代表して贈呈等を行うものであること。
 - ・ 金額については、社会通念上、許容の範囲とすること。
- イ 各種催事等に出席する場合の会費
 - ・ 催事の主旨、県行政との関わり等を勘案して、出席及び執行の必要性を厳格に判断するとともに、金額についても社会通念上許容の範囲とすること。
 - ・ 宗教上又は政治的活動のための催事に係る経費、演劇券や入場券等の購入の執行は、認められない。
 - ・ 通知等に会費・負担金が明示されている場合は、負担金で執行する。
- ウ その他、職務遂行上必要な地域社会への参加や対外的な折衝などに要する経費については、必要性を厳格に 判断するとともに、金額についても社会通念上許容の範囲とすること。

(2) 執行上の留意点

ア 各種贈呈等経費は、県を代表して職務遂行上必要な地域社会への参加や対外的な折衝などに要する経費であることから、原則として重複執行しないこと。

このため、各部局間での連携を密にすること。

イ 社会活動費の執行を行おうとする本庁課室及び出先機関は、事前に部局等幹事課と協議すること。

- ウ 出先機関における執行は、その管内に関するものに限ること。
- エ 県職員に対する執行は認められない。

4 事務の取扱

- (1) 経費の性質上、必要がある場合は、月を単位とする資金前渡の方法により執行することができる。
- (2) 社会活動費の資金前渡職員は、本庁においては部局等幹事課の事務課長補佐とし、出先機関においては、所属長が指定する者とする。
- (3) 執行に当たっては、個々の具体的使途を支出関係書類に明示するものとする。 また、各部局の幹事課においては、別に定める社会活動費執行台帳を備え、必要事項を記載するものとする。
- (4) 香典、見舞金品等でその性質上領収書を徴することが困難な場合は、支払状況調書に所属長の証明を受ける ものとする。なお、執行の内容を明らかにする資料(例えば、会葬礼状や新聞記事の写し等)の添付に努め るものとする。
- (5) 社会活動費は、その性質上、社会活動費以外の費目からの流用は適当でないものであり、配当された予算の範囲で執行するものとする。

5 その他

この基準は、執行に当たっての原則を定めたものであり、個別の事例における執行及び執行額の適否については、社会活動費の性質上、執行者の責任において判断するものとする。

附 則

この執行基準は、平成9年10月15日から施行する。

社会活動費執行台帳

番号	執行年月日	執行者	件名	金額	相手方	特記事項
1	00.00.00	部長	香典	10,000	会長	
2	00.00.00	課長	祝金	10,000	協会	